

第4回子どもの権利に関する条例策定検討委員会 会議記録

日 時：平成25年11月18日（月）午後2時から午後3時10分まで

場 所：東郷町役場3階 政策審議会室

出席者：本田澄明委員長、加藤利篤副委員長、野々山親委員、天野恵利子委員、岡田恵利委員、
井口真治委員、森川起三子委員、古田学委員

欠席者：野々山良委員、太田文子委員

傍聴者：なし

次 第：

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 東郷町子ども条例（案）について
- 3 その他

〈議事録〉

発言者	内 容
委員長	前文についてご質問ありましたらお願いします。
委員	条文全体のことについて、条例（案）の体裁は整えるのか。
事務局	条例（案）は、町の条例文の記載方法に基づいて作っており、「、」や「。」も1字で捉えており、このままで提出します。
委員長	3回の会議を経て、まとまった物になったように思う。
委員	まどろっこしいような気もするが、いろいろな思いを詰めるとこうゆう形になるのかな、と思います。
委員長	第1章（第1条から第3条）についてご意見ありましたらお願いします。
委員	第2条第1項第1号について、表現が変わっているが。
事務局	「並びに」を並べることにご意見をいただき、法規の担当課とももっとスマートな表現方法はないか検討した結果、このような表現になりました。第5号についても法律の体系に合わせ幼稚園、保育所の並び順を入れ替えました。第4号の解説についても、前回のご意見により修正いたしました。
委員	（第4号の解説について）自分もこだわってしまったが、「例として」と書いてあったのでそこまでこだわらなくてもよかったかなと思った。里親と児童福祉施設等の長は、親に代わって養育している。「例として」という記載により親権代行のことだけを取り上げて説明しているということが読み取れた。
委員	第2条第1項がすっきりしたが、「町内に」「住む人、学ぶ人、働く人、・・・」としたほうがよりすっきりするのではないか。
事務局	「住む人」は「町内に」、「学ぶ人」は「町内で」、「働く人」は「町内で」となり、まとめることは難しいです。
委員長	第2章（第4条から第8条）についてご意見ありましたらお願いします。

委員	逐条解説の第5条第1項第1号は「…有害な情報からは守らなければなりません。」とあり、一方、第4条第1号第7号では「…肉体的にも守られなければなりません。」と記載されているが、「れ」の有無が使い分けがされているのか。同じことが第8条第3項の解説にも書いてある。「子どもが」が前提詞となっていると思うが。
事務局	第5条第1項第1号と第8条第3項を「守られなければなりません。」に修正します。
委員	第7条第1項「子どもが自分に関わる場」は他から意見があつて変更したと思うが、逐条解説が変更されていないが。
事務局	ご指摘のとおり変更します。
委員	第7条第1項第2号「適切な助言や支援」という表現を変えていると思うが、第3条第1項第3号の逐条解説では「支援や助言」となっている。序列は整理したほうがよいのでは。
事務局	どちらかに統一する方向で検討します。
委員	第8条第3号中「他の子どもの心や体を」とあるが、解説は「他の子どもの心や体に」となっている。
事務局	ご指摘のとおり修正します。
委員	第9条第1項第3号中「いじめ、犯罪や差別」とあるが、解説は直っていない。
事務局	ご指摘のとおり修正します。
委員	第9条第4項で「知らないふりをしないよう努めなければなりません。」とあるが、第8条第4項の子どもの責務と同じ文言だが、大人はもっと強いものを求めてもいいのでは。
事務局	大人の責務は、もう少し強めの表現に修正します。
委員	第10条「保護者の責務」のうち、第3項は大人全体の責務ではなく保護者だけの責務ということか。
事務局	そのとおりです。
委員長	委員の指摘は、子育てそのものは保護者も含めた大人全体で行っていくという流れになっているが、ここだけは保護者の責務としていることについての疑問と受け止める。この条例を理解させるのは親の責任であるということがどうかなと。
委員	大人でもいいのかなと思ったのだが、理由は。
事務局	保護者が第一義的な責務を負っているということで、大人全般ではなく保護者の責務とさせてもらいました。
委員長	委員会で出た内容ではないと思うが。
事務局	職員の意見です。
委員	第2項まででは物足りないから付け足したということか。
事務局	職員の意見をご紹介すると、「この条例は何歳くらいの子どもから読んでもらい理解し知ってもらうことを前提としているのか。第8条では子どもの責務を課しています。この条文の対象が18歳までとしていることから、小学校高学年以上の子どもなら理解もするであろうと思います。しかし、小学校低学年以下の子どもには理解が難しいであろう、となれば、第10条「保護者の責務」に第8条の内容を教え

	るという規定があってもよいのではないか」との意見があった。その意見を踏まえて、やはり子どもに理解をさせるのは保護者が第一義的な義務を負うだろうと第10条に加える整理になりました。
委員	保護者が第8条だけでなく、条例全体を子どもに理解させることにしてはどうか。
委員長	責務だけでなく、条例そのものを理解させるということですね。
委員	責務についてだけというのは、学校でのいじめとかを想定してと思われるが、権利も含め条例全体でもいいのではないか。
委員長	みなさんの意見はどうでしょう。
委員	条例全体とするとぼやけた感じになる。また、責務だけとするとやらなきゃいけないことだけになってしまう。「子どもの権利及び責務について」と強調すれば、お互いに尊重される権利があることを理解し、それを尊重することが義務であるということが伝わるのでは。
事務局	その方向で修正するよう検討します。
委員	保護者が最初の守るべき立場であり、教える立場であるが、条文の並びは、大人が最初に来て、次に保護者、事業者となる。この順番の意味は。
事務局	保護者の責務としては9条と10条、施設関係者については9条と11条、事業者については9条と12条と、9条が全体にかかるため最初に来ています。
委員	分かりました。
委員長	第4章(第14条から第21条)に移ります。ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。
委員	第16条第2項の「町は、保育園での延長保育や…」とあるが、幼稚園においても預かり保育をしているので、記載をしていただきたい。
事務局	この条自体は、町の子育て支援の取組ということですが、幼稚園でも預かり保育を行っているということを付記させていただきます。
委員	第16条の解説は「保育園」となっているが、第2条では「保育所」となっている。児童福祉法上は「保育所」だと思うが。
事務局	「保育所」で統一します。
委員	第16条の解説の「放課後児童クラブ」は町の事業だと思うが、「放課後子ども教室」は違うのか。
事務局	仕事と子育ての両立という意味では就労支援を目的とした「放課後児童クラブ」を記載している。「放課後子ども教室」は趣旨が違うため記載していません。
委員長	第16条第1項の解説中に「ニーズ」という言葉がここだけ出てくる。
事務局	いい表現がなかったなのでこの表現になったが、横文字を使わない形でもっといい表現がないか検討したいと思います。
委員	第16条中に「必要な」が出てくるが、「ニーズ」を「必要性にあった」とかに表現を変えてはどうか。
事務局	なるほど。そういう表現もありますね。
委員	第15条の解説中「虐待を始め暴力、体罰、いじめ、差別等」と出てくるが、この表現はほかの解説にも出てきて、「体罰」がなかったり、「等」が「など」だったり

	するので、表現の統一をしてほしい。
事務局	全体を見直して統一を図ります。
委員長	全体を通してご意見ありましたらお願いします。
委員	第5条第1条第4項の本文は「育む」に振り仮名があるが、逐条解説には振り仮名がないが。
事務局	国語上「育む」は「はぐくむ」と読まないため、最初に出てきたときは振り仮名をつけなくてはならないが、それ以降は振り仮名をつける必要がないため、第5条の「育む」は振り仮名がついていません。
委員	第16条第2項の解説の下線部分「過ごさせ方」という表現が気になる。「子どもの居場所」とした方が適切ではないか。
事務局	「子どもの処遇」としていた文言を直した部分であるが、修正を検討します。
委員	第15条の解説の「町は、関係機関と連携して、早期発見・早期対応に取り組むとともに…」とあり、本文には「予防」という言葉があるが、解説には記載がない。「関係機関と連携して予防」ということが虐待には重要だと思うが、解説にも記載していただけないか。
事務局	分かりました。児童相談所とも連携しながら対応していきたいと思います。
委員長	よろしければ以上で審議を終了します。事務局にお返しします。
事務局	いろいろご意見をありがとうございました。本日いただいたご意見をもとに修正等させていただき、町幹部職員による政策会議、パブリックコメント等を経て、来年の3月議会に上程していきたいと考えています。また、条例の施行日は、条例の周知期間を3か月ほどとりまして、7月1日施行を考えていますので、ご承知おきをお願いいたします。4回にわたる策定検討委員会、ありがとうございました。